

## 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第65号）の概要

### 1 改正概要

第217回国会（常会）において成立した災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和7年法律第51号）が令和7年7月1日に施行されることに伴い、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）が引用する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の条項に移動が発生することから、電気通信事業法施行規則について所要の改正を行う必要がある。

### 2 今後の予定

令和7年7月1日 公布・施行

※本改正は、災害対策基本法の改正に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法第39条第4項第8号及び行政手続法施行令第4条第2項第1号に該当するため、意見公募を実施する必要がない。